

「第2回旭川医科大学有識者委員会議事概要」

日 時：令和2年7月1日（水）14：00～17：26

場 所：旭川医科大学第二会議室

出席者：（委員） 仁科秀隆（弁護士，中村・角田・松本法律事務所所属）

三谷庸（旭川医科大学学長アドバイザー）

古川博之（旭川医科大学病院長）

（オブザーバー）

福田俊彦（旭川医科大学顧問弁護士，マイル法律事務所所属）

議 事：

仁科委員が議事進行役を務めることが決定したため，仁科委員の進行により，教員の兼業のあり方，内部調査委員会の役割等について議論された。議事概要は，以下のとおりである。

① 兼業の在り方等について

- ・ 兼業に係る時間及び報酬額について，一定の制限を設けることが考えられるのではないかな。
- ・ また，策定したルールを着実に遂行する観点からは，兼業の管理に際し，大学本部がより積極的なモニタリング機能を果たすことが望ましいのではないかな。
- ・ 兼業のルールが形骸化している傾向が見られることから，見直しを検討すべき。兼業のルールを見直す際には，大学内部の実態及び他大学のルールを踏まえたうえで有識者委員会において仮案を作成し，その仮案について広く大学内に意見を求め，その意見も踏まえたうえで，旭川医科大学の教員の本分を弁えた実効的なルールを制定することが望まれる。そして，ルールを作って終わりにするのではなく，有識者委員会において適切に運用されているかを適宜モニタリングし，必要があれば更にルールを改正することが望まれる。
- ・ 実効的なルールを策定するに当たり，兼業の種類（医療支援，講演等），回数等について，大学の現状を調査・分析した上で検討することが望まれる。

② 内部調査委員会について

- ・ 第1回有識者委員会において，宇澤亜弓氏（公認会計士・公認不正検査士）に，その専門的知見に基づき，有識者委員会設置の発端となった個々の不正事案に係る原因分析等の調査の外部アドバイザーを委嘱することとしていたものの，有識者委員会が審議を進める中で，個々の不正事案の追及よりも，教員の兼業のルールなどのより根源的な問題とPDCAの在り方の検討を進めることに重きを置くほうが望ましいと判断されたことから，宇澤氏への委嘱は見送ることとし，今後は，有識者委員会及び内部委員会のそれぞれにおいて，適宜必要に応じて，外部の専門家にアドバイスを求めることとする。